

鎌倉市訪問型サービスO(独自)サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス名称略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス1	訪問型サービス費(みなし)1	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1.176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス1日割	訪問型サービス費(みなし)1	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス2	訪問型サービス費(みなし)2	サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2.349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス2日割	訪問型サービス費(みなし)2	サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス3	訪問型サービス費(みなし)3	サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3.727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス3日割	訪問型サービス費(みなし)3	サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位 減算 -12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位 減算 -1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位 減算 -23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位 減算 -1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3		サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	37単位 減算 -37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割		サービス事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1単位 減算 -1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	同一建物減算事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算 1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算 1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算 1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算 200単位加算		200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算1	生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算2	生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算(1月に1回を限度)		50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算1	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算2		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算3		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算2		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目。  
 ※「事業所と同一建物の利用者又 これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。  
 ※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」について 令和6年5月31日まで算定可能。